

## 第2節 普通乗車券の発売

### (普通乗車券の発売)

第26条 旅客が、列車に、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものにより限り発売する。

### (普通乗車券の特殊発売)

第27条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃とする。）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

2 前項の規定は、第21条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。ただし、乗車券類発売機により発行する普通乗車券については表示を省略することがある。

3 前各項の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を提出した場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃）とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅（取扱箇所が車内の場合にあつては前途の駅）において払いもどしをする。

### (学生割引普通乗車券の発売)

第28条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、営業キロ（2枚の割引普通乗車券を発売する場合は、それぞれの営業キロ）が100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を2枚まで同時に発売する。

### (学生割引証)

第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場

の所在地を含む。)、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間(通信教育学校用にあつては乗車区間及び乗車券の種類)を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

一般学校用

表	裏																								
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">契印</div> <div style="text-align: center;"> <b>学校学生生徒旅客運賃割引証</b>            (一般学校用)         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <div>第.....号</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           学校種別又は 指定番号         </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">区間1</td></tr> <tr><td>※乗車日</td><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr> <tr><td>※乗車区間</td><td style="text-align: right;">駅から 駅まで</td></tr> <tr><td>※經由</td><td style="text-align: right;">經由</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">区間2</td></tr> <tr><td>※乗車日</td><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr> <tr><td>※乗車区間</td><td style="text-align: right;">駅から 駅まで</td></tr> <tr><td>※經由</td><td style="text-align: right;">經由</td></tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>部 科 及 び 学 年</div> <div>第 学 年 (年次)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>証 明 書 番 号</div> <div>( 才 )</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>用 者 の 氏 名</div> <div>及 び 年 齢</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>割 引 率</div> <div>旅客鉄道会社線 2割</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>有 効 期 間</div> <div>.....年 月 日発行 ※発行日から3ヶ月間有効</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>学 校 所 在 地</div> <div>.....</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>学 校 名</div> <div>.....</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> <div>学 校 代 表 者 氏 名</div> <div>.....</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者 職 印</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>(発行駅)</td> <td>(乗車券番号)</td> <td>(発行年月日)</td> <td>割引 コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(附加運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。</p>	区間1		※乗車日	年 月 日	※乗車区間	駅から 駅まで	※經由	經由	区間2		※乗車日	年 月 日	※乗車区間	駅から 駅まで	※經由	經由	(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード	(基本運賃)	(附加運賃)	(差額運賃)	41	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">(この割引証の使用上の注意)</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。</li> <li>(2) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。</li> <li>(3) ※印の欄は、使用者が記入してください。</li> <li>(4) 発行者は※印の欄以外の事項(水びく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。</li> <li>(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所使用者の認印がないものは、使用できません。</li> <li>(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用定額を失った後は、使用できません。</li> <li>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</li> <li>(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。 又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</li> <li>(9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで(3ヶ月間)です。</li> </ol>
区間1																									
※乗車日	年 月 日																								
※乗車区間	駅から 駅まで																								
※經由	經由																								
区間2																									
※乗車日	年 月 日																								
※乗車区間	駅から 駅まで																								
※經由	經由																								
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード																						
(基本運賃)	(附加運賃)	(差額運賃)	41																						
12.8cm	9.1cm																								

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
- (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

表

**学校学生生徒旅客運賃割引証**  
(通信教育学校用)

(裏印)

第 号

区間1	
※乗車日	年 月 日
※乗車区間	駅から 駅まで
※經由	經由
区間2	
※乗車日	年 月 日
※乗車区間	駅から 駅まで
※經由	經由
※乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券
部 科 及 び 学 年	第 学年(年次)
証 明 書 番 号	
使用者の氏名及び年齢	( 才 )
割 引 率	普通乗車券 2割 普通回数乗車券 2割又は5割
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日発行	
学 校 所 在 地	
学 校 名	
学校代表者氏名	
(代表者 職 印)	

発行駅	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
基本運賃)	(先立運賃)	(差額運賃)	41
			47

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

12.8cm

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のもより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- (3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。
- (4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- (6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (8) この割引証は、記名に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業会場又は試験会場所在地住所を記入する。

(3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から3箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第3項又は同条第4項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)となる割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往

路用の割引普通乗車券のみを購入するときであっても、付添人に対して往復乗車となる割引普通乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏		
12.8cm	<b>被救護者旅客運賃割引証</b>			9.1cm
	第 号	指定番号	契印	
	乗車日	年 月 日		
	乗車区間	駅から 駅まで		
	経 由	経 由		
	乗車行程	被救護者	付添人	
	旅行証明書番号	片道乗車 往復乗車	片道乗車 往復乗車	
	被救護者の氏名 及 び 年 齢	( 才 )		
	付添人の氏名 及 び 年 齢	( 才 )		
	割引率	5割		
	有効期限	年 月 日まで		
	施 設 の 所 在 地	代表者 職 印		
	施 設 名			
	代表者氏名			
	(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救 添	
			31 33	
割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。				
(この割引証の使用上の注意)				
<p>(1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。</p> <p>ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合</p> <p>イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) 発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のものを○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。</p> <p>(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。</p>				

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

第32条 削除